

「教育の情報化に関する手引」の趣旨・取りまとめの方向性について

1. 「教育の情報化に関する手引」の趣旨

学習指導要領の改訂により、情報活用能力が、言語能力、問題発見・解決能力等と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けられるとともに、ICT環境整備についても「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）」が策定されるなど、学校における教育の情報化の一層の充実が図られた。

新学習指導要領を踏まえて教育の情報化が円滑かつ確実に実施されるよう、教育委員会・学校等の具体的な取組の参考となる「教育の情報化に関する手引」を作成する。

2. 取りまとめの方向性

「教育の情報化に関する手引」は、教育委員会・学校等が教育の情報化を推進する際に、一覧性のある参考資料として活用することを想定し作成するもの。

また、教育の情報化に関しては、それぞれの分野において有識者会議の報告書や導入にあたっての手引などが数多く公表されているところ。

このため、本作成検討会における教育の情報化に関する手引の取りまとめにあたっては、新しい方針を検討するのではなく、教育の情報化に関する既存の報告書、手引等を基に分かりやすく、具体的な取組の参考となる形で、整理し、取りまとめることを基本的な方向性とする。